

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 白川 も え ぎ
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2024年1月16日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	ダイワボウホールディングス株式会社
証券コード	3107
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド (Threadneedle Asset Management Limited)
住所又は本店所在地	英国EC4N 6AGロンドン、キャノンストリート78、キャノンプレイス (Cannon Place, 78 Cannon Street, London EC4N 6AG)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 白川 もえぎ
電話番号	03-6775-1119

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エルエル シー (Columbia Management Investment Advisers, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国02210マサチューセッツ州ボストン市コンGRESSストリート 290 7階 (7th Floor, 290 Congress Street, Boston, MA, 02210, USA)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 白川 もえぎ
電話番号	03-6775-1119

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	コロンビア・スレッドニードル・マネジメント・リミテッド (Columbia Threadneedle Management Limited)
住所又は本店所在地	英国EC4N 6AGロンドン、キャノンストリート78、キャノンプレイス (Cannon Place, 78 Cannon Street, London EC4N 6AG)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 白川 もえぎ
電話番号	03-6775-1119

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	2023年12月15日
訂正箇所	下記参照

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/ 1】

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			1,295,900
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 1,295,900
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		1,295,900
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/ 1】

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			1,400,400
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 1,400,400

信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R	
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T	1,400,400
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（3）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2023年12月15日現在）	V	96,356,460
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		1.34
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（3）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2023年12月15日現在）	V	96,356,460
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		1.45
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（3）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			3,425,700
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M

他社株等転換株券	G		N	
合計（株・口）	O	P	Q	3,425,700
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T			3,425,700
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U			

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（3）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	
株券又は投資証券等（株・口）				3,537,800
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H	
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	
対象有価証券カバードワラント	C		J	
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	
対象有価証券償還社債	F		M	
他社株等転換株券	G		N	
合計（株・口）	O	P	Q	3,537,800
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T			3,537,800
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U			

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（3）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2023年12月15日現在）	V	96,356,460
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		3.56
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2023年12月15日現在）	V	96,356,460
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		3.67
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		

(訂正前)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			4,825,900
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 4,825,900
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		4,825,900
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

(訂正後)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			5,042,500
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I

対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 5,042,500
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		5,042,500
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

（訂正前）

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（2）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2023年12月15日現在）	V	96,356,460
上記提出者の株券等保有割合（%） （T/（U+V）×100）		5.01
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		

（訂正後）

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（2）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2023年12月15日現在）	V	96,356,460
上記提出者の株券等保有割合（%） （T/（U+V）×100）		5.23
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		

（訂正前）

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（3）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（%）
スレッドニードル・アセット・マネジメン ト・リミテッド（Threadneedle Asset Management Limited）	1,295,900	1.34

コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー (Columbia Management Investment Advisers, LLC)	3,425,700	3.56
コロンビア・スレッドニードル・マネジメント・リミテッド(Columbia Threadneedle Management Limited)	104,300	0.11
合計	4,825,900	5.01

(訂正後)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド(Threadneedle Asset Management Limited)	1,400,400	1.45
コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー (Columbia Management Investment Advisers, LLC)	3,537,800	3.67
コロンビア・スレッドニードル・マネジメント・リミテッド(Columbia Threadneedle Management Limited)	104,300	0.11
合計	5,042,500	5.23